

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 内 閣 府 ）

制 度 名	沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（延長）		
税 目	揮発油税及び地方揮発油税		
要 望 の 内 容	<p>沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律によって講じられている揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を5年間延長（平成 29 年 5 月 14 日まで）する。</p> <p><軽減内容> 沖縄県に移出する目的で、その区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税を軽減する。</p> <p><軽減割合> 本土における揮発油税及び地方揮発油税の合計額（53,800 円/kℓ）から 7,000 円/kℓ軽減し、46,800 円/kℓとする。（揮発油価格高騰時は 3,800 円/kℓ軽減した 24,900 円/kℓ）</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	百 万 円 （ - 百 万 円 ）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄県内の一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して税負担を軽減する。</p> <p>①沖縄県内のガソリン価格を抑制 ②沖縄の本島・離島間の石油製品価格の平準化</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄県においては、復帰以来、沖縄振興計画等による諸施策の実施により、社会資本整備が一定程度進み、県民の利便性が向上する等の成果を得ているところである。</p> <p>しかしながら、一人当たり県民所得及び可処分所得は全国平均の約 7 割、低所得世帯（世帯所得が 200 万円未満の世帯）の割合が全国一高く、完全失業率は 7.8%（過去 10 年平均）と高い水準が継続するなど依然として厳しい状況にある中、沖縄県にはモノレール以外の鉄軌道がなく陸上の輸送は専ら自動車に依存しており、ガソリンの家計消費支出に占める割合が高いことから、本措置によりガソリン価格の抑制を図ることは、県民生活及び産業経済の安定に不可欠である。</p> <p>また、東西約 1,000 km・南北約 400 kmにわたる広範な海域に点在し、日本の領海、領空、排他的経済水域（EEZ）の保全や海洋資源の確保等国家利益に重要な役割を果たしている沖縄の離島に対して、沖縄県では本軽減措置を前提に、石油価格調整税（法定外普通税 1.5 円/ℓ）を課税し、その税収を財源として沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品（揮発油、灯油、軽油、A 重油）の輸送経費を補助する石油製品輸送等補助事業を実施し、離島における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図っている。</p> <p>本措置の廃止により、同事業が継続できないことになれば、県内離島の石油製品価格が上昇し、離島住民の生活及び生産活動において大きな負担増となる。</p> <p>よって、本軽減措置の延長が必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 120 号）第 80 条 ・ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 151 号）第 74 条、第 74 条の 2
		政策の達成目標	沖縄におけるガソリン価格の抑制及び沖縄本島・離島間のガソリン価格の平準化
		租税特別措置の適用又は延長期間は	平成 29 年 5 月 14 日までの 5 年間
		同上の期間中の達成目標	上記達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	本措置の実施により、沖縄県内のガソリン価格が抑制され、本土並みの価格となっている。また、県内離島におけるガソリン価格の格差を 8.1～32.6 円/ℓ縮小している。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	本措置の効果は、最終消費者たる県民等が広く受けており、県民生活及び産業経済の安定に大きく貢献している。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置によってガソリン価格が抑制されることにより、県民生活及び産業経済の安定が図られる。 また、本措置を前提とした石油製品輸送等補助事業が実施され、県内離島におけるガソリン価格等の格差を縮小することにより、離島住民の生活及び生産活動の負担軽減が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし
要望の措置の妥当性		<p>沖縄県では多くの国境離島、排他的経済水域（EEZ）や海洋資源の確保等国家利益に重要な役割を果たしている離島を抱えているところであるが、様々な特殊事情を抱えるほか、依然として厳しい社会・経済状況にあることから、本軽減措置によってガソリン価格を抑制することは、県民生活及び産業経済の安定に必要不可欠である。</p> <p>また、製造所から移出され又は保税地域から引き取られる揮発油量はあらかじめ予測することは困難であり、揮発油税及び地方揮発油税は移出課税制度が採用されていることから、事後</p>	

		<p>的に措置される補助金等他の手段よりも移出時に課せられる税自体を軽減する本軽減措置の方が政策手段として合理的である。</p> <p>なお、本軽減措置は沖縄の区域内における移出等に限定して対象とするものであることから、必要最小限のものとなっている。</p>																				
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>・揮発油税等の軽減額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,574</td> <td>4,563</td> <td>4,067</td> <td>4,584</td> <td>4,677</td> </tr> </tbody> </table> <p>・石油製品輸送等補助事業の実績 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>818</td> <td>850</td> <td>863</td> <td>889</td> <td>892</td> </tr> </tbody> </table>	H18	H19	H20	H21	H22	4,574	4,563	4,067	4,584	4,677	H18	H19	H20	H21	H22	818	850	863	889	892
	H18	H19	H20	H21	H22																	
	4,574	4,563	4,067	4,584	4,677																	
	H18	H19	H20	H21	H22																	
	818	850	863	889	892																	
<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>揮発油税等の軽減措置及び当該措置を前提とした県の石油製品輸送等補助事業により、沖縄本島及び離島のガソリン価格の抑制・平準化が図られている。</p>																					
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>沖縄の置かれた様々な特殊事情の中で、沖縄におけるガソリンに係る税額を軽減することにより、ガソリン価格の抑制を行い、県民生活及び産業経済の安定を図る。</p>																					
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>様々な特殊事情を抱える沖縄において、引き続き県民生活及び産業経済の安定を図る必要がある。</p>																					
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>沖縄の復帰に伴い昭和 47 年に本軽減措置が創設されて以降、5 年ごとの昭和 52 年度、57 年度、62 年度、平成 4 年度、9 年度、14 年度、19 年度の 7 回にわたり適用期限の延長が行われている。</p> <p>また、このほか平成 21 年度、22 年度に揮発油税等に係る議論が行われた際においても継続の要望を行っている。</p>																					